

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

次回の年金相談は

3月6日(木)です

20歳になられた皆さまへ 国民年金の加入について

完全予約制となりますので、希望の方は下記役場窓口にて予約してください。

■国民年金の加入について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者（加入者）となります。既に厚生年金保険に加入している方を除き、20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から加入者の方へ「国民年金（第1号被保険者）加入のお知らせ」が送付されます。

また、上記のお知らせとは別に、「基礎年金番号通知書」が厚生年金に加入している方も含めて送付されます（障害・遺族年金を受給している方（していた方）には送付されません）。

「基礎年金番号通知書」は、保険料の納付確認や年金受給時の手続きなど、一生を通じて使用する重要な書類ですので、大切に保管してください。

20歳になってから約2週間程度経過しても国民年金加入のお知らせが届かない場合は、下記の問い合わせ先窓口、もしくは役場各支所にて確認のうえ、手続きをしてください。

なお、20歳直前に海外に出国され、行き違いで国民年金加入のお知らせが届いた方は、お近くの年金事務所までご連絡してください。また、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養となっている方は、配偶者の勤務先にて国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

■保険料の納付について

保険料の納付は、「国民年金（第1号被保険者）加入のお知らせ」に同封の納付書を使用して、銀行などの金融機関やコンビニエンスストア、電子納付にて納めてください（誕生日の前日が属する月の分から納めることになります）。また、口座振替やクレジットカードでの納付も可能です。

定額保険料のほかに、月額400円を上乗せして納付することで将来受け取れる年金額を増やす「付加保険料」制度や、保険料をまとめて前払いすることで割引を受けられる「前納」制度があります。詳しくは、お近くの年金事務所へご相談ください。

■保険料を納めることが難しいときは…

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「学生納付特例制度」や「免除・納付猶予制度」がありますので、未納のまま放置せず、必ずこれらの手続きを行ってください。なお、学生納付特例や免除・納付猶予の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した場合と比較して将来受け取ることのできる年金額が低額となりますが、後から納付（追納）することにより、その年金額を増やすことができます。追納は10年以内となっていますので、ご注意ください。

詳しくは、下記の問い合わせ先、もしくは役場各支所へご相談ください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル	・請求手続きや届け出など	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など（国民年金課） ・障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・年金相談の受付など（役場窓口）	☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください